

広島県看護師等修学資金貸付規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県規則第十一号

#### 広島県看護師等修学資金貸付規則等の一部を改正する規則

(広島県看護師等修学資金貸付規則の一部改正)

第一条 広島県看護師等修学資金貸付規則(昭和三十七年広島県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ(7)中「第八条第二十七項」を「第八条第二十八項」に改める。

(介護保険法施行細則の一部改正)

第二条 介護保険法施行細則(平成十二年広島県規則第九十号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号の八中

サ 地 域 一 密 着 ス 型			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
複合型サービス			

を

サ 地 域 一 密 着 ス 型			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
複合型サービス			

に改める。

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十四年広島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「第八条第二十三項」を「第八条第二十四項」に改める。

(介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第四条 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指

定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条中「、条例第百五条」を削る。

第三十四条第一項中「（指定療養通所介護事業者を除く。以下同じ。）」を削る。

第三十七条中「（指定療養通所介護の事業を除く。）」を削る。

第三十八条から第四十一条までを次のように改める。

第三十八条から第四十一条まで 削除

（生活保護法施行細則の一部改正）

第五条 生活保護法施行細則（平成二年広島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

別記様式第九号表)中

地域 密着型	夜間対応型訪問介護		(分)	(分)										
	夜間対応型訪問介護		(分)	(分)										
	認知症対応型通所介護		(分・秒)	(分・秒)										
	小規模多機能型居宅介護		(分・秒)	(分・秒)										
	認知症対応型共同生活介護		(分・秒)	(分・秒)										
	特定施設入居者生活介護		(分)	(分)										
	介護老人福祉施設入居者生活介護		(分)	(分)										

を

地域 密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		(分)	(分)										
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		(分)	(分)										
	夜間対応型訪問介護		(分)	(分)										
	地域密着型通所介護		(分)	(分)										
	認知症対応型通所介護		(分・秒)	(分・秒)										
	小規模多機能型居宅介護		(分・秒)	(分・秒)										
	認知症対応型共同生活介護		(分・秒)	(分・秒)										
	地域密着型特定施設入居者生活介護		(分)	(分)										
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		(分)	(分)										
	複合型サービス		(分)	(分)										

に、同様式別紙二中

地域 密着	夜間対応型訪問介護													
	夜間対応型訪問介護													
	認知症対応型通所介護													
	小規模多機能型居宅介護													
	認知症対応型共同生活介護													
	地域密着型特定施設入居者生活介護													
	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護													

を

地 域 密 着	付 給 種 別	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護																			
		夜間対応型訪問 介護																			
		地域密着型通所介護																			
		認知症対応型通 所介護																			
		小規模多機能型居 宅介護																			
		認知症対応型共同生活介護																			
		地域密着型特定施設入居者 生活介護																			
		地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護																			
		複合型サービス																			

に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。